



自治会・町内会運営マニュアル



きさポン

木 更 津 市

はじめに

自治会は、同じ地域に住む皆さんが、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に運営している最も身近な住民自治組織であり、地域内の住民を繋ぐ重要な役割を担っています。

近年、地震や津波、台風など大規模な災害時に地域のつながりや助け合いが重要視されており、年々自治会の重要性は増している一方で、少子高齢会やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、自治会の運営に様々な課題が生じています。

自治会加入率が低下すれば担い手確保に支障をきたし、いざという時の地域で支え合う力にも影響を及ぼすことから、本市では自治会の加入促進・負担軽減について全庁で取り組んでいます。

このマニュアルは、主に初めて自治会・町内会等の役員に就任された方々に向けて、自治会の活動（または運営）にあたる基本的な情報について作成したものです。

自治会・町内会や区長の役割をご理解いただき、今後の自治会運営の一助となれば幸いです。

木更津市市民活動支援課

目 次

1 自治会の運営について

(1) 自治会はなぜ必要なの？	1
(2) 自治会の役割	1
(3) 自治会の活動	2
(4) 自治会長・役員について	3
(5) 会費について	4
(6) 個人情報保護の取り扱い	5
(7) 自治会の法人化（地縁による団体）	6
(8) 木更津市区長会連合会	7

2 自治会活動に関する制度等について

(1) 回覧文書の配布	8
(2) 自治会加入の促進	8
(3) 自治会加入のメリット等	11
(4) 市政協力員制度	12
(5) 自治会要望書について	13
(6) 自治振興交付金	14
(7) 集会用共同施設整備事業補助金	15
(8) コミュニティ助成事業補助金	16
(9) 防犯灯について	17
(10) 防災対策	18
(11) 美化活動について	19
(12) 自治会活動と綿密に関わる担当課一覧	22
(13) 自治会に関する質問例	23

1 自治会の運営について

(1) 自治会はなぜ必要なの？

ご近所同士の信頼関係や結びつきが豊かな地域ほど、犯罪率が低く暮らしの満足度が高いことが、今までの数々の調査から明らかになっています。

また、過去の災害ではこの結びつきにより多くの命が救われています。国がまとめた被災者体験談では、自治会・町内会の防災訓練が役立った、長引く避難生活でも顔見知りがいることで安心感を得られた、などの声が多く寄せられています。

自治会は、地域の皆さまが自主的に結成し、運営されている団体です。地域住民の親睦を深めるとともに地域の安全・安心に取り組み、自分たちの地域を住みよいまちにしていけることを目的としています。

いざというとき、地域の「共助」や「つながり」が、力を発揮しています。

(2) 自治会の役割

自治会・町内会は、

「子どもたちが安全に遊び、学べる環境をつくりたい」

「自分たちのまちをきれいにしたい」

「防犯を強化して、安全に暮らせるまちにしたい」

「住民同士の交流を深めて、心が通い合う居場所をつくりたい」

など、住みやすいまちづくりのために、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場であると同時に、住民どうしのコミュニケーションづくりの中心となるものです。



(3) 自治会の活動

地域の情報提供活動

- ・ 回覧板などを活用した情報共有
- ・ 地域課題に対する市政への要望



地域防災・防犯活動

- ・ 自主防災組織の結成
(非常用物資の準備や防災訓練等)
- ・ 防犯灯の設置及び管理
- ・ 防犯パトロール



環境美化活動

- ・ ごみ集積所の管理や清掃
- ・ ごみゼロ運動の推進
- ・ 資源ごみの回収



社会福祉活動

- ・ 高齢者・青少年等の活動支援
- ・ 民生児童委員活動協力
- ・ 募金活動(歳末たすけあい等)
- ・ 地域福祉活動への協力
- ・ 各種ボランティア活動



親睦・その他

- ・ 地域活動の拠点となる集会所
の建設や管理
- ・ 盆踊り大会や祭り、バザー、運
動会等、だれでも気軽に参加でき
るイベントの開催
- ・ 学校行事への参加・
支援など



※活動内容は、自治会や町内会によって異なります。



(4) 自治会長・役員について

各自治会には、自治会長及びその他の役員（副会長、会計、監事など）が選出されています。

自治会長は、自治会運営を円滑に進めるため、職務を遂行する重要な役割を担います。副会長以下の役員は、自治会長を補佐することや意見のとりまとめ、会計・監査業務を遂行する役割を担います。また、役員会等において自治会としての方向を判断するという役割も担います。

役員の選出方法は立候補制及び推薦制・輪番制など、自治会毎のやり方で決めています。選出方法については、地域内で話し合い、合意を得る等の民主的な方法による選出方法を選択することが大切です。

・役員の負担軽減について

昨今、自治会の加入率は減少傾向にあり、自治会内の担い手不足から会長及びその他の役員の負担も増加しています。そのため、各自治会内でも会長及びその他の役員の負担を軽減する必要があります。

役員選出の際に参考になりたいルール(例)

- ・会長には総括と対外的な活動に専念してもらい、会長とその他役員に仕事を振り分けることにより会長の負担を減らす
- ・高齢者だけの世帯や病気などの事情で役員を務めることが難しい世代に対しては役員を免除する
- ・子育て中の役員がいる場合、夜などの集まりにくい時間での会議は控える

女性の自治会役員について

今後の自治会を考えていく中で、住民の半数を占める女性が自治会活動に参加する意義は大変大きいものがあります。会長・役員の担い手として女性の参画が進めば、多様な担い手の確保にもつながり、持続可能な自治会活動が期待されます。

また、女性が自治会役員になるメリットとして次のような例が挙げられます。

- ①生活者の目線から自治会の取り組みを見直すことにより、前例にとらわれず様々な企画案が出てきた。
- ②地域での子育てを通じて役員になる前から住民と顔見知りになっており、地域の事情も良く知っているため活動がしやすかった。



(5) 会費について

自治会では、防犯灯の設置やごみ集積所の管理、イベントの開催など自治会運営に伴い、資金が必要になります。会費の金額については、各自治会によって異なりますが、地域内の話し合いを通して決めることが大切です。集めた会費がどのように使用されたかわかるように、皆さんが納得できる適正な会計業務を心掛け、帳簿などの書類をいつでも見せられるよう整理しておきましょう。

「お金」の管理のポイント

- ・自治会で金銭出納簿等の帳簿を作成し、日々のお金の出入りは必ずその日のうちに記録する。
- ・集めたお金は、速やかに金融機関の口座へ預金する。
- ・支払いの際は必ず領収書をもらって保管する。
- ・通帳と印鑑は別の人が管理する。使用するときは必ず複数の人が関わる仕組みにし、一人で管理しないようにする。
- ・帳簿に記載した額と通帳の額、領収書などの金額に相違がないことを確認する。



（６）個人情報保護の取り扱い

個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものとされています。具体例として、名前・生年月日・住所・電話番号の情報は自治会でよく使う個人情報となります。

これらの個人情報は、個人情報保護法に沿った取扱いが求められます。そのため、自治会で個人情報を取り扱う場合、会員の皆さまに自治会・町内会の役割や活動、個人情報が必要な理由について説明し合意を得る必要があります。掲載項目や使用目的など必要なルールを事前に決めておくことも大切です。

個人情報について気を付けたいこと

- ・ 個人が特定できれば写真や映像も個人情報にあたりますので、取扱いには一定の注意が必要です。
- ・ 個人情報の同意は口頭でも構いませんが、その場合日時や相手方等を記録に取っておくことを推奨します。
- ・ 自治会内で個人情報取扱ルールを定めることは、個人情報保護上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。会員の方が安心して個人情報を提供できるようにするために、ルールを定めることを推奨しています。
- ・ 保管をする際には、管理責任者を決めて厳重に管理してください。



（７）自治会の法人化（地縁による団体）

一定の地域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行っている団体が、地縁による団体として認められています。したがって、宗教団体、老人会、婦人会、スポーツ愛好会のように特定の目的、特定の属性を必要とする団体は、地縁による団体とは認められません。

自治会・町内会が一定の手続きをとり市長の認可を受けて法人格を取得することで、自治会名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。特に、集会所を自治会名で登記できることがメリットの一つです。

法人化によるメリット

制度の趣旨である「自治会名義での不動産登記が可能になる」ということ。これにより、一度自治会の名義で登記すれば、その後に代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

法人化のデメリット

許可申請にあたって地方自治法に即した規約への変更が必要になること、また、認可後の団体運営に関して事務処理・書類作成などが煩雑になるに加え、規約の変更・団体の解散・財産の処分等に関する条件が厳しくなることが挙げられます。

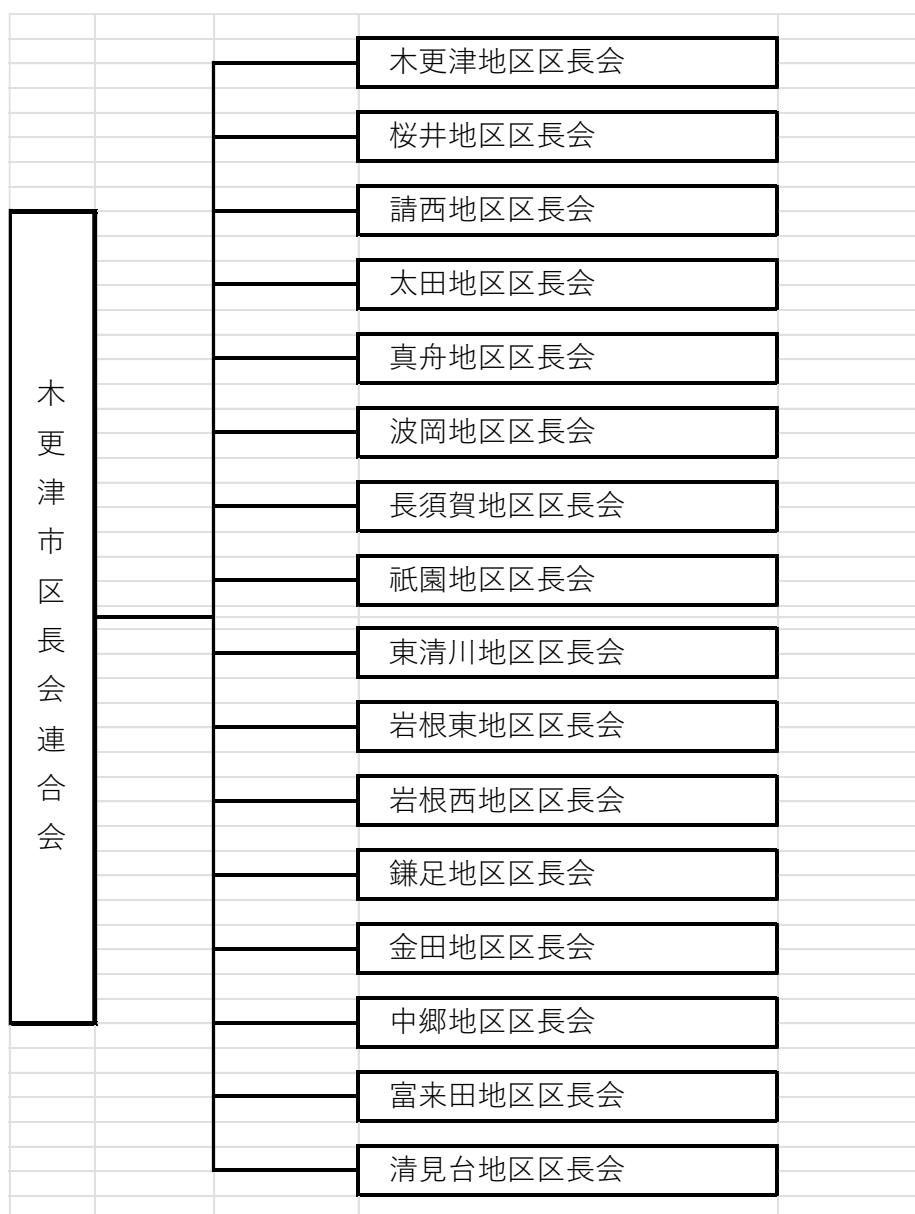
※詳細については、木更津市公式ホームページ内の認可^{にんかちえん}地縁団体ページをご覧ください。
または市民活動支援課へお問い合わせください。



（８）木更津市区長会連合会

木更津市区長会連合会は、住民の融和と連帯を基調とする木更津市内の区（自治会、町内会等を含む。）が相互の緊密な連絡調整を図るとともに、市政との円滑な協力関係を推進し、木更津市の発展と市民の福祉向上に寄与することを目的とし、活動している団体です。

自治会単位での解決が難しい要望等ありましたら、積極的にご相談ください。
※活動内容については、木更津市公式ホームページ内の木更津市区長会連合会を参照ください。



2 自治会活動に関する制度等について

(1) 回覧文書の配布

木更津市では、市からの回覧依頼文書（回覧板）を、毎月15日に近い金曜日（9日～15日の金曜日）までに市政協力員の皆さまにお届けしています。

余裕を持って発送するよう心がけておりますが、道路の通行止めなどの急を要する依頼もあり、差し迫った日に届くこともございます。大変お手数をおかけいたしますが、ご理解願います。

また、市では回覧をする際に必要になるバインダー等の回覧板を無料で配布しております。必要になりましたら、市民活動支援課までお越しください。

(2) 自治会加入の促進

自治会は、地域のコミュニティ組織として、地域で暮らす住民同士がより暮らしやすい地域にしていくための組織です。住民が相互に協力していくことが大切であることから、その地域で暮らす人ができる限り多く自治会に加入することが望まれます。自治会の加入は任意であり、強制ではありませんが、市としましては、多くの方が自治会に加入していただけることで地域自治が円滑に動いていくとの考えから、自治会の加入を進めていくものです。

自治会加入促進の取組として、宅建協会会員窓口や市役所市民課窓口で自治会加入促進チラシを配布し自治会加入促進に努めております。配布先の一つである市民課窓口では、市外からの転入や市内転居の手続きで来庁された方へ自治会加入促進チラシを配付しております。自治会加入促進チラシが必要な場合、市民活動支援課へご連絡ください。

また、チラシの作成を考えている方向けに、「加入申し込みチラシ」や、「会長あいさつ文」の例を掲載しております。ぜひご活用ください。



自治会加入申し込みチラシ（参考例）

転入者の皆さまへ（ご挨拶）（例）

この度、〇〇自治会の区域内に転入されましたことを、〇〇自治会を代表して歓迎申し上げます。

〇〇自治会では、安全で住みよいまちづくりのために、防犯灯の維持管理やゴミステーションの美化活動、通学路の見守り活動、安全パトロールなど、個人や家族だけでは解決できない地域の課題に取り組んでいます。

また、大規模災害など、いざというときに頼りになる「地域の絆」づくりに向けて、顔が見えるご近所さんとの交流を深めるため、夏祭りなどの楽しい親睦行事も行っています。

転入された方々が、一日も早く同じ地域に住む仲間として、ご近所さんとの友好の輪が広がりますよう、〇〇自治会の会員一同、当自治会への加入をお待ち申し上げております。

入会を希望される場合は、下記申込書に記入のうえ、組長まで、ご提出ください。また、その他、不明な点等ございましたら、ご遠慮なく組長までご連絡ください。

〇〇様のお住まいの地域の組は 〇組です。

組長は、〇〇さんです。

（住所：木更津市〇〇町〇〇番地 電話：〇〇－〇〇〇〇）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会
会長 〇〇〇〇

※自治会の会費は、月額〇〇円です。

年2回（〇月と〇月に分けて）集金しています。

〇〇自治会 加入申込書

住 所	
世帯主氏名	
電 話 番 号	



自治会長あいさつ文（参考例）

新規転入された皆さまへ

〇〇自治会
会長△△△△

ごあいさつ

この度〇〇地区にご転入されましたこと、自治会員一同歓迎いたします。

私たち〇〇自治会は区域を〇〇区と定めており、現在◇◇世帯が加入しています。

〇〇自治会では、〇〇地区にお住いの皆さまが住んでよかったと思っていただけるように安全安心で住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

そこで〇〇自治会のことについてよく知っていただき、一日でも早く地域になじんでもらえるように〇〇自治会規約と〇〇自治会の総会資料をお届けいたしますので是非ご覧ください。

自治会へのご理解を頂き、ぜひとも加入していただきますようご協力をお願いします。

記

- ・本自治会の会長は△△△△です。
(連絡先〇〇—〇〇〇〇)
- ・あなたの所属される班は、□班です。
- ・□班の班長は現在□□□□です。
(連絡先〇〇—〇〇〇〇)

自治会費について

- ・年〇〇〇〇円頂いており、二回に分けて集金しています。
- ・入会頂いた後に班長が集金に伺います。

ご不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長か自治会役員にお申し出ください。

以上



(3) 自治会加入のメリット等

自治会の行事や活動を通じて、近隣住民が顔見知りになり、自然と交流が生まれることにより、日常における支え合いや助け合いに繋がっていきます。また、連帯感が高まることで空き巣や盗難事件が減るなど、防犯面の安全安心にも繋がります。

自治会が行っている防災・防犯活動などは成果としてなどは成果として目に見えづらいものがあります。これらの活動の取組は、多くの地域の住民の方の安全と安心に寄与しているものです。

ここでは自治会に加入するメリットについて記載しております。地域の皆さん全員で住みやすいまちづくりに取り組みましょう。

自治会加入のメリット

- ・地域とのつながりが増える

自治会が主催する行事に参加することにより、幅広い世代と接することができます。

- ・地域の情報が簡単に得られる

回覧により地域や行政からの案内や重要な情報等を簡単に入手することができます。

- ・自治会という組織を通して行政に要望ができる

「夜道が危ないので防犯灯を付けてほしい」といった要望も自治会を通して行政に伝えることができます。

- ・“いざ”というときの安心感を得られる

日頃より自治会の中で防災面の様々な情報を共有できることにより、“いざ”というときにスムーズな行動をとることができます。

- ・ご近所同士の顔見知りの関係ができ身近な協力者が得られる

核家族化・少子高齢化が進み、人と人のつながりが希薄化していく中で、防犯・防災・福祉等の活動を行っている自治会に加入することにより周りの人と協力することができます。



（４）市政協力員制度

木更津市では、市民と行政の緊密な連絡を図ることにより、市政の健全な発達と円滑な運営ができることを目的として、市政協力員を設置しています。

市政協力員は、当該地域内の互選により選出された方を２年の任期で市長が委嘱し、市行政の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配付、地域住民の建設的意見の連絡などを主なものとして活動しており、各自治会より１名選出していただいています。

市政協力員の身分は、市政における有償ボランティアとなります。

また、市政協力員には報償金を支給します。

・市政協力員の報償金

基本額：７５，０００円

（※令和６年度まで７０，０００円、令和７年度以降７５，０００円）

加算額：４月１日時点の担当地区の加入世帯数が２００を超える場合、その超える世帯１世帯につき５０円を加算

・市政協力員の職務（※木更津市市政協力員設置要綱第５条）

- ①市行政の周知、伝達に関すること
- ②簡易な調査報告に関すること
- ③各種文書配付に関すること
- ④地域住民の建設的意見の連絡
- ⑤その他市長が特に必要と認めた事項



（５）自治会要望書について

道路の損傷及びカーブミラーの設置、公園関係など、公共物に対してお困りのことがある場合、自治会から市政協力員を通して要望書を出すことができます。

該当箇所の位置図を添付し、市民活動支援課へ自治会要望書をご提出ください。

*注意事項

- ・ 要望書は市政協力員名でご提出ください。
- ・ 緊急を要する件（道路の陥没、崩壊等）については、電話等でも受付しております。
- ・ 道路の簡易補修（穴埋め等）・道路清掃による土のう回収、資材支給などは、要望書の提出をせず、対応可能な場合が多いため、まずはご相談ください。
- ・ 県道や河川など県予算を伴う要望については、市（土木課等）でとりまとめ、要望のあった月の月末に県へ提出しております。回答するまでにお時間がかかりますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 要望事項はなるべく具体的にご記入し、必ず地図を添付してください。
可能であれば、該当箇所の写真も添付ください。
- ・ 文書で要望のあった事項は、原則として文書をもって、後日回答いたします。
- ・ 要望の内容や時期によっては回答までにお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。



（６）自治振興交付金

自治会等の組織とコミュニティ活動等の充実を図るため、各自治会へ自治振興交付金を交付しています。毎年、４月～５月に各自治会あてに資料を配布し、６月末を期限として、ご提出をお願いしています。

・交付金

毎年４月１日現在におけるそれぞれの自治会等の加入世帯数を対象

- ① ５０世帯以下 ２０，０００円
- ② ５１世帯以上 １世帯につき４００円を乗じた額



(7) 集会用共同施設整備事業補助金

補助を希望される場合、市民活動支援課へご連絡ください。

目的	自治会で使用している集会所の新築・改築・増築・修理に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。 【木更津市集会用共同施設整備事業補助金交付要綱】	
種目	補助対象経費	補助率
新築	施設を創設する場合に要する工事費のうち、次の(1)に掲げる1平方メートル当たりの基準単価（実建築単価がこれに満たないときは、当該実建築単価）に次の(2)に掲げる基準延床面積（実面積がこれに満たないときは、当該実延床面積）を乗じて得た額とする。 (1) 基準単価 1平方メートル当たり108千円を限度とする。 (2) 基準延床面積 100平方メートルを限度とする。	補助対象経費の4分の1以内
改築	施設の老朽又は災害等により全面的に改築する場合に要する工事費のうち、新築の場合に準じて算定した額とする。	補助対象経費の4分の1以内
増築	既存の施設を増築する場合に要する工事費のうち、次の(1)に掲げる1平方メートル当たりの基準単価（実建築単価がこれに満たないときは、当該実建築単価）に次の(2)に掲げる基準延床面積を乗じて得た額とする。 (1) 基準単価 新築の場合に準ずる。 (2) 基準延床面積 15平方メートルを超え、100平方メートルを限度とする。	補助対象経費の4分の1以内
修理	修理（延床面積15平方メートル以下の増築を含む。）に要する50万円以上の工事費とする。ただし、120万円を限度とする。	補助対象経費の2分の1以内



(8) コミュニティ助成事業補助金

財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源に、コミュニティ活動を行う地域住民のコミュニティ組織等に助成を行うことで、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報活動を行うものです。補助を希望される場合、該当課へご連絡ください。

①一般コミュニティ助成事業（市民活動支援課）

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。年に2件、ヒアリングを経て採択が決定されます。

*採択されない年もあります。

*助成額 100万円から250万円まで、10万円単位で10万円未満切捨て

*令和7年2月現在 17件が申請待ちです。

②コミュニティセンター助成事業（市民活動支援課）

コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費。ただし、土地の取得・造成・既存施設の購入、撤去、解体処理、外構工事に要する経費は対象外。

*助成額 対象となる総事業費から5分の3以内（2,000万円限度）

10万円単位で10万円未満切捨て

*土地、財源、住民の総意が必要で、決定後事業実施の可能な自治会が対象となります。

③地域防災組織育成助成事業（危機管理課）

自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはどの連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

*助成額 30万円から200万円まで



(9) 防犯灯について

「防犯灯」は、夜間における歩行者の安全安心の確保と犯罪の防止を図るために設置されています。

◆防犯灯の種類について

市で維持管理している防犯灯と、自治会で維持管理している防犯灯の2種類です。
防犯灯についてご不明の場合は、地域共生推進課へご連絡ください。

◆防犯灯の管理について

【日常点検】 夜間に点灯していないなど、故障と思われる場合は電柱番号と設置している場所の住所を市へご連絡ください。

※支柱にコールセンターの番号が記載されているものにつきましては、直接そちらへご連絡ください

【電気料金】 料金負担の要件を満たし、自治会からの申請がありました防犯灯につきましては、市が電力会社に支払います。

【専用柱】 自治会等が所有管理する添架用の柱(引込留金具を含む)をいいます。
専用柱は自治会で維持管理をお願いします。

【その他】 防犯灯付近の樹木が繁茂し光が遮られてしまう場合は、枝切りなどの環境整備にご協力ください。

自治会において防犯灯の移設を希望される場合、移設工事費用は自治会での負担となり、電気料金負担の要件を再度確認する必要がありますので、移設される前に市へご連絡ください。

◆防犯灯の設置手順

自治会等が防犯灯を設置する場合、対象経費の一部を市が補助しております。

- ① 市から自治会へ設置申請の文書を通知(例年5月ごろ)
- ② 自治会から市へ防犯灯設置要望書を提出
- ③ 市が要件に合致しているか現地確認し、自治会へ結果の通知(9月以降)
- ④ 自治会から市へ補助金の交付申請
- ⑤ 市から自治会へ補助金の交付決定後、設置工事を実施
- ⑥ 自治会から市へ実績報告後、補助金を交付



(10) 防災対策

大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐためには、行政などの公的機関だけでは十分な対応を行うことができない可能性があります。

そのような場合、地域や近隣の住民が集まり、互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に対処していくことが必要となります。

このため、木更津市では、自治会等を単位とした自主防災組織を結成し、防災講演会や防災訓練等を行い、防災意識を高めています。

もしもの時のために、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主防災組織を設立しましょう。

自主防災組織を設立するまでの流れ

- ・まずは自治会内で自主防災組織の必要性を話し合しましょう。
- ・市に、組織結成の方法や 規約・防災計画の作り方について、相談しましょう。
- ・自治会の総会などで、組織設立の趣旨や活動内容を説明し、同意を得ましょう。
- ・市に設立届出書を提出しましょう。
- ・自主防災組織設立！

※新たに設立された自主防災組織には、防災活動に必要な資機材等を交付しています。



（１１）美化活動について

①ボランティア清掃におけるごみ袋配布及び回収について

個人・自治会・各団体の皆様において、公共の場所を清掃していただく場合、清掃場所等の担当課において、ごみ袋配布及びごみ回収を行っております。

生活環境課では、主に道路における散乱ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）収集用に公共用ごみ袋を配布し、地域のごみステーションに集積していただき通常のごみ回収の収集日に併せて回収を行っております。

上記のごみも含めた道路や公園に関する清掃についての担当課は以下のとおりです。燃やせるごみ及び燃やせないごみ専用袋につきましては、市民活動支援課でも配布しております。

【 清掃場所等による担当課（連絡先） 】

清掃場所	ごみ等種類	ごみ袋等配布課	ごみ等回収課
市道	散乱ごみ (燃やせるごみ)	生活環境課	生活環境課 (ごみステーション回収)
	散乱ごみ (燃やせないごみ)		
	粗大ごみ	袋の配布なし	管理用地課
	汚泥	土木課	土木課
	雑草・木・枝・落葉		
公園	散乱ごみ (燃やせるごみ)	市街地整備課	市街地整備課
	散乱ごみ (燃やせないごみ)		
	粗大ごみ	袋の配布なし	
	汚泥	市街地整備課	
	雑草・木・枝・落葉		

※ ごみ袋種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、各２種類あります。）

○燃やせるごみ専用袋＝ボランティア清掃袋（黄色袋）、公共用ごみ袋（赤字白色袋）

○燃やせないごみ専用袋＝ボランティア清掃袋（緑色）、公共用ごみ袋（青字透明袋）

○雑草用ごみ袋＝７０リットル透明袋



【 清掃時の留意事項 】

1 自治会等の団体で行う場合は、清掃予定日、場所を事前に各担当課にご連絡ください。なお、雑草・雑木・枝・落葉（以下「雑草等」）及び土のう袋については、事前連絡時に、清掃実施有無、利用袋、集積場所、回収日程等について相談してください。

2 団体・個人を問わず、清掃終了後、燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋が、各々10袋以内であれば、該当するごみの定期収集日にごみステーションに出してください。

燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋が各々10袋より多い場合は、複数のごみステーションに分散して出すようお願いいたします。

3 ペットボトルは燃やせるごみ専用袋、瓶・缶は燃やせないごみ専用袋に入れてください。

4 燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、雑草用ごみ袋（70ℓ 透明袋）、土のう袋には、用途外のごみを入れないでください。

集積時は、種類毎に集積してください。用途外のものが含まれている場合は、回収されない場合があります。

5 粗大ごみやクリーンセンターで処理できないもの、例えば冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、タイヤ、バッテリー、消火器等は不法投棄として扱いますので、集めないで発見した場所を生活環境課までご連絡ください。

6 燃やせるごみ専用袋と雑草用（70ℓ 透明袋）ごみ袋は異なった袋を配布しています。燃やせるごみ専用袋に雑草等を入れないでください。

7 公園担当は市街地整備課になりますので、公園を清掃する場合は、市街地整備課に事前にお問合せください。

なお、市街地整備課から自治会に対し公園清掃等実施のための補助金を支給している場合は、資源循環推進課ではボランティア清掃袋等の配布はしておりませんので、市街地整備課にお問合せをお願いします。

8 毎年5月下旬に実施する市内一斉ゴミゼロ運動では、袋の配布や回収が本書と異なる場合があります。

9 民地および地区で管理している集会所や公会堂等は、ボランティア清掃の対象ではありません。個人または地区で処理してください。

10 各担当課の連絡先は以下のとおりです。

①生活環境課 まち美化係 0438 (36) 1432 ②資源循環推進課 資源化推進係 0438 (36) 1133

③土木課 維持補修係 0438 (23) 8406 ④市街地整備課 公園管理係 0438 (23) 8467

⑤管理用地課 管理係 0438 (23) 8177



②木更津市都市公園等清掃協力制度

木更津市では、地区住民のレクリエーションや自治会活動の場である児童遊園や都市公園等の良好な環境維持を図るとともに地域の市民力を活かしたまちづくりを推進することを目的として、地域の自治会や有志の団体による除草清掃活動に対して支援を行なっています。

○活動内容について

- ・草や芝の伸び状況に応じた年３回以上の除草
- ・月１回以上の見回りと散乱ごみや落ち葉等の収集を目的とした清掃
- ・利用者の妨げになる樹木（中低木）の枝剪定

年２回（１０月・３月）作業報告書を提出していただきます。報告書には作業風景を撮影した写真（例：作業中、作業後の写真２枚）が必要ですので、各活動日においては、記録をお願いします。この報告により、協力金を交付いたします。

- ・原則として、児童遊園・公園面積すべてを範囲として清掃協力をお願いします。

○協力金の内容について

公園・児童遊園の除草範囲の大きさに応じた清掃協力金の交付を行います。協力金での使用を想定しているものとしては下記の通りとなります。

- ・報告書の作成（写真・郵便など）
- ・交通費（申請、報告（上半期・下半期）など）
- ・通信費（回覧文など）
- ・道具・機械損料等
- ・消耗品費（ゴミ袋・お茶代など）

○協力の参加について

参加いただける団体は地域の自治会や、都市公園等の良好な環境維持を目的とする市民団体及び非営利で公益的な活動をする団体が対象となります。どの公園で清掃協力活動をしたいか、いつから活動をしたいかなど、まずは市街地整備課までご相談ください。

（注意）その他、提出書類等は本申請の際に改めてご案内いたします。



(12) 自治会活動と綿密に関わる担当課一覧

自治会の設立・運営・解散及び 市政協力員、認可地縁団体、 集会施設の整備に関すること	市民活動支援課（地域支援係） ☎ Tel 23-7491
市民災害補償制度に関すること	市民活動支援課（市民活動係） ☎ Tel 23-8610
防犯灯、交通安全に関すること	地域共生推進課（くらし安心係） ☎ Tel 23-7492
ごみステーションに関すること	資源循環推進課 資源化推進係 ☎ Tel 36-1133 （クリーンセンター）
不法投棄に関すること	生活環境課 まち美化係 ☎ Tel 36-1432 （クリーンセンター）
道路の損傷及びカーブミラー、道 路灯に関すること。	土木課 維持補修係 ☎ Tel 23-8346
公園に関すること	市街地整備課 公園管理係 ☎ Tel 23-8467
自主防災組織に関すること	危機管理課 危機管理係 ☎ Tel 23-7094



（１３）自治会に関する質問例

質問①：自治会って何ですか？

回答例：自治会は、地域住民が自主的に結成し、運営されている団体です。地域住民の親睦を図るとともに地域の安全・安心に取り組み、自分たちの地域を住みよいまちにしていくことを目的としています。

質問②：自治会はどんな活動をしているのですか？

回答例：自治会は、会員相互の親睦を図りながら、環境美化、防犯灯の設置や維持管理、防犯のためのパトロールなど、様々な活動を通じ、安全・安心な地域づくりを行っています。

質問③：自治会において親睦活動を行うメリットは何ですか？

回答例：地域イベントなどの地域住民が交流を深めるイベントによって、近隣住民が顔見知りになり、コミュニケーションが図られることにより、日常における支え合いや助け合いにつながっていきます。また、連帯感が高まることで空き巣や盗難事件が減るなど、防犯面の安全安心にもつながります。

質問④：自治会と市の関係は？

回答例：自治会は、市とは別の地域住民組織として自主的に結成し、運営している団体ですが、市が推進する『協働によるまちづくり』のパートナーとして、協力・連携しながら明るく住みよいまちづくりに取り組んでいます。

また、行政連絡事項の周知など市との連携に関する事務、集会所などの集会施設の整備、防犯灯の設置・維持管理などに対し、市から補助金が交付されており、まちづくりにおいて、お互いを補完する関係にあります。



質問⑤：税金を払っているから、市が地域のことをしてくれるのでは？

回答例：地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、市だけで
できることではありません。自治会と行政の役割を分担し、地域の実態に沿っ
た課題の解決に向けて、住民が主体となり取り組むことが求められています。
行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができます。

質問⑥：自治会には入らないといけないのですか？

回答例：防犯・防災や子どもの見守りなど、生活に密着した課題には隣近所の助け合い
が必要となります。自治会は地域に住む皆様が加入し、連携することで成り立
っています。自然災害などの有事の際には特に必要となる組織です。また、防
犯灯の設置や維持管理も自治会が行っています。ぜひ加入をお願いします。（任
意加入であること、強制ではないことは強調しない）

質問⑦：自治会に入らないとゴミステーションは使えないのですか？

回答例：毎日の生活で欠かせないゴミステーションの維持管理の大半は、自治会が行っ
ています。未加入でも使えないことはありませんが、ぜひ自治会に加入（引き
続き加入）をお願いします。

質問⑧：高齢になったので自治会をやめたいのですが？

回答例：年を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要になることが多い
と思います。活動については、できる範囲でかまわないという自治会が多いよ
うですので、引き続き加入・参加をお願いします。

質問⑨：学生なので自治会に加入しなくてもいいですか？

回答例：学生も地域で生活する一人として、ぜひご加入をお願いします。これから社会
に出ていく中で、自治会活動での経験はきっと役に立つと思います。お祭りな
どのイベントにも、ぜひ協力をお願いします。



質問⑩：単身で帰りも遅く、自治会活動に参加できないのですが？

回答例：休日の行事、お祭りなどのイベントなど、できる範囲で参加していただければかまわないという自治会も多いようです。地域で生活する一人として、ぜひご加入をお願いします。

質問⑪：この地域に長くは住まないのですが？

回答例：短期間でも何かの縁で木更津市に住むことになったのですから、同じ地域で生活する一人として、ぜひご加入をお願いします。災害などはいつ発生するか分かりませんので、いざという時のためにも、日頃から地域での交流を持つことにより安心して暮せる環境をつくりましょう。





きさポン

【問合せ先】

木更津市役所 市民協働部市民活動支援課

電 話 0438(23)7491

FAX 0438(25)3566

メール seikatsu@city.kisarazu.lg.jp

令和7年3月作成

